法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-01

段階取得の会計処理における問題点

KIKUYA, Masato / 菊谷, 正人

(出版者 / Publisher)
法政大学経営学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経営志林 / The Hosei journal of business
(巻 / Volume)
48
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
103
(終了ページ / End Page)
114
(発行年 / Year)
2011-04-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00009814

Hosei University Repository

〔論　文〕

段階取得の会計処理における問題点

菊　谷　正　人

Ⅰ　開　　題

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: 以下, IASB と略す）は，その前身である国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: 以下，IASC と略す）が1998年7月に改訂・公表した「国際会計基準第22号（1998年改訂）企業結合」(*International Accounting Standard 22 (revised 1998) Business Combinations*―以下，IAS22（1998改訂）と略す）を差し替える形で，2004年3月に「国際財務報告基準第3号　企業結合」(*International Financial Reporting Standard 3　Business Combinations*―以下，IFRS3（2004）と略す）を公表した。IAS22（1998改訂）は，企業結合を「取得」(acquisition) と「持分の結合」(uniting of interests) に分類し，「取得」には「パーチェス法」(purchase method)，厳格な要件を満たす「持分の結合」に対しては「持分プーリング法」(pooling of interests method) を適用していたが，IFRS3（2004）は，すべての企業結合を「取得」をみなし，「パーチェス法限定適用アプローチ」(purchase only approach) に変更した[1]。

2001年4月に IASC から改組された IASB は，米国の FASB と共同で高品質かつ互換性のある会計基準を開発するために2002年9月に締結した「ノーウォーク合意」に基づいて，企業結合会計と連結会計に関する国際的コンバージェンスに向けて「IASB・FASB 公開草案」（すなわち「IFRS3 改訂草案」,「SFAS141改訂草案」等）を2005年6月に初めて共同発表した。ここでは，「経済的単一体説」(economic unit concept) に合致する会計処理が徹底的に提案され，FASB は2007年12月に改訂 SFAS141号，IASB は2008年1月に IFRS3（2008改訂）をそれぞれ公表した。その際，IASB は，段階取得（step acquisition）の会計処理に関する IFRS3（2004）の規定を改訂している[2]。なお，「IFRS3 改訂草案」(paras.8-9) では，「パーチェス法」は「取得法」(acquisition method) と名称変更され，従来の「少数株主持分」(minority interest) は「非支配持分」(non-controlling interest) と呼ばれている[3]。

ちなみに「段階取得」とは，ある企業（取得企業）が他の企業（被取得企業）に対する支配を複数回の投資取引によって獲得する企業結合取引である（IFRS3（2008改訂），para.41)。つまり，段階取得とは，取得が複数の投資取引によって達成される企業結合の一類型であり，「取得」とは，ある企業が他の企業に対する支配を獲得することをいう。

段階取得の会計処理として，IFRS3（2004）(paras. 58-60) は，支配を獲得するに至った「個々の投資取引における投資原価の合計」をもって「企業結合の取得原価」(cost of the business combination) としていたが，現行の IFRS3（2008改訂）(para.42) の規定では，取得企業が被取得企業に対する支配を獲得するまでの「非支配持分投資額」(non-controlling equity investment) は，支配獲得日における公正価値（fair value）で再測定されなければならない。

わが国では，1975年6月に企業会計審議会から公表され，1997年に大幅に修正された「連結財務諸表原則」が，IFRS3（2004）と同様に，段階取得における持分投資の測定として「個々の投資取引における投資原価の合計額」を採用していた。ただし，2001年7月に発足した「企業会計基準委員会」は，2007年8月に締結した「東京合意」(「会計基準のコンバージェンスの

Hosei University Repository

加速化に向けた取組みへの合意」）に基づいて，企業結合会計と連結会計が短期コンバージェンス・プロジェクトの対象となったため，企業会計審議会により2003年10月に公表されていた「企業結合に係る会計基準」および「連結財務諸表原則」を廃棄し，2008年12月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下，「基準21号」と略す）および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下，「基準22号」と略す）を新会計基準として公表し，IFRS3（2008改訂）とのコンバージェンスを図るために「支配獲得時の時価」を採用している。

段階取得に関する会計処理の論点としては，(1)持分投資額として「個々の投資取引ごとの取得原価の合計額」で算定するのか，「支配獲得時の時価」で再測定するのかという課題のほかに，(2)支配獲得時の時価で持分投資額を算定した場合，個々の投資取引ごとの原価の合計額と支配獲得時の時価との差額（以下，「再測定差額」という）をどのように会計処理するのかという課題が内在している。

本稿では，(1)非支配持分投資額の測定，(2)非支配持分投資額を支配獲得時の時価で再測定した場合における「再測定差額」の性格と計上根拠に焦点を当て，理論的考察を行う。図1は，本稿で取り扱う論点を図形化したものである。

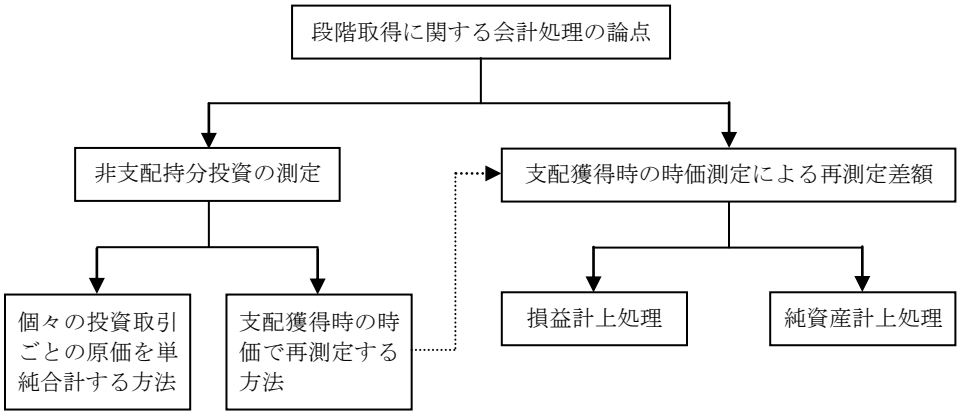

図1　段階取得に関する会計処理の論点

Ⅱ　非支配持分投資の測定

1．持分投資の測定

前述したように，段階取得において未だ支配を獲得していない「非支配持分投資」について，支配を獲得したときに計上する持分投資額としては，(A)個々の投資取引ごとの原価の合計額（各購入日における原価の累計額）または（B）支配獲得時の時価（支配持分への再測定）が考えられる。

たとえば，×1年にS社株式（1,000株）のうち第1回投資（当初投資）として15％の150株を1株20千円で購入し，×2年に第2回投資（追加投資）として85％の850株を1株30千円で購入し，支配を獲得した場合，(A)法および(B)法における仕訳処理は，基本的には，下記のとおりになる（単位：千円）。

×1年（第1回投資）	150株　（15％）	@20千円	3,000千円
×2年（第2回投資）	850株　（85％）	@30千円	25,500千円
合計	1,000株（100％）	原価合計	28,500千円
		（時　　価	30,000千円）

Hosei University Repository

（A法）

×１年：	（借）	有価証券ａ	3,000	（貸）	現　金	3,000
×２年：	（借）	子会社株式	28,500[*1]	（貸）	現　金	25,500
					有価証券ａ	3,000

[*1] 個々の投資取引ごとの原価の合計額：3,000＋25,500＝28,500

（B法）

×１年：	（借）	有価証券ａ	3,000	（貸）	現　金	3,000
×２年：	（借）	子会社株式	30,000[*2]	（貸）	現　金	25,500
					有価証券ａ	3,000
					再測定差額	1,500[*3]

[*2] 支配獲得時の時価：@30×1,000株＝30,000

[*3] 段階取得に係る再測定差額：25,500÷85％×15％－3,000＝1,500

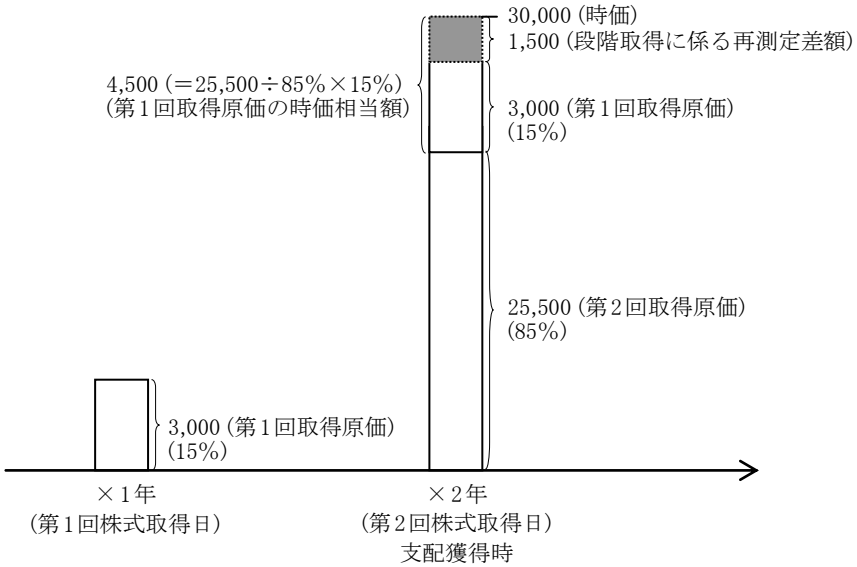

図２　段階取得における再測定差額

取得が複数回の投資取引により達成された場合，段階取得の会計処理として「持分投資の取得原価」を個々の投資取引ごとに算定した原価の合計額とする（A法）は，個々の投資取引はあくまでその時点での等価交換取引であり，取得企業が被取得企業に対する支配を獲得するに至った個々の投資取引ごとの原価を合計することが経済的実態を適切に反映するとの考え方による（「基準21号」88項）。

旧会計基準である IFRS3（2004）やわが国の「連結財務諸表原則」は，個々の投資取引における投資原価の累計額をもって「企業結合の取得原価」としていた。この（A法）は，投資会社（取得企業）が投資した資金額を単純合計して持分投資額とする会計処理であり，親会社（投資会社）の株主の要求・立場（名目的投資資金額の回収）に立って子会社の財務諸表を全部連結する「親会社概念」（parent company concept）と整合的である。

他方，段階取得において支配を獲得するに至

Hosei University Repository

った個々の投資取引すべての企業結合日における時価で被取得企業の取得原価を算定する（B法）の考え方によれば，支配を獲得したことにより，過去に所有していた投資の実態または本質が変わったものとみなし，支配獲得時点でいったん投資が清算され，改めて投資を行ったと考えられるため，企業結合時点の時価を新たな投資原価としている。（B法）は，現行基準であるIFRS3（2008改訂）およびこれに収斂した「基準21号」と「基準22号」により採用されている。

IFRS3（2008改訂）(para.BC384）の見解によれば，ある企業に対する「非支配持分投資」の保有から当該企業に対する支配の獲得への変化は，「非支配持分投資」の性質とその投資を取り巻く経済的な環境の重要な変化であり，その変化によって「持分投資」の分類・測定が変化するのは当然である。したがって，支配獲得前に被投資企業の持分投資がどのような目的で保有されていたかに係らず，支配獲得時点で一律に公正価値による再測定が要求される。

「基準21号」(89項）の見解では，他の企業の支配という事実は当該企業の株式の単なる追加投資とは異なるので，被取得企業の取得原価は，過去から所有している株式の原価の合計額ではなく，当該企業の取得するために必要となる時価相当額とすべきである。すなわち，「取得」に相当する企業結合が行われた場合には，支配獲得によって，過去に所有していた非支配持分投資の実態または本質が変容し，支配獲得時点でいったん投資は清算され，改めて支配持分投資が行われたとみなされ，企業結合時点での時価が新たな投資原価として計上されている。図2では，段階取得における非支配持分投資の時価相当額・再測定差額等が示されている。

この（B法）が採用される根拠としては，IFRS3（2008改訂）(para.BC203）が指摘しているように，取得した識別可能純資産を支配獲得日の公正価値で測定すれば，取得純資産の経済価値および企業結合の結果として生じる取得企業の経済的環境は忠実に表現でき，財務諸表利用者に取得純資産の現金生成能力・経営者の会計責任をよりよく評価させることができるからである。

表1では，持分投資の測定に関する会計基準（名）および会計処理法が示されている。

表1　持分投資の再測定に関する会計基準

基準	基準名	公表・改訂年月	会計処理法
国際基準	IFRS3（2004）	2004年3月公表	個々の投資取引ごとの原価を単純会計する方法
	IFRS3（2008改訂）	2008年1月改訂	支配獲得時の時価で再測定する方法
日本基準	「連結財務諸表原則」	1997年6月改訂	個々の投資取引ごとの原価で単純会計する方法
	「企業結合に関する会計基準」 「連結財務諸表に関する会計基準」	2010年12月公表	支配獲得時の時価で再測定する方法

2．非支配持分投資の保有目的区分の相違による会計処理

前記仕訳例における「非支配持分投資」であった「有価証券ａ」については，どのような保有目的区分の株式であるかは明示されていなかったが，この「有価証券ａ」（非支配持分投資）の分類区分の違いによって，（B法）における「再測定差額」に関する会計処理は異なる。

つまり，支配獲得前の非支配持分投資が「売買目的有価証券」,「その他有価証券」または「関連会社株式」である場合，S社に対する支配を獲得した時点で，S社株式は，個別貸借対照表の分類上,「売買目的有価証券」,「その他有価証券」または「関連会社株式」から「子会社株式」に変更される点では同じであるが,「支配獲得日における時価」と「支配を獲得するに至った個々の投資取引ごとの原価の合計

Hosei University Repository

額」との差額である「再測定差額」の性格は異なり，その会計処理も相違する。

「売買目的有価証券」の場合には，株式の追加投資により持分比率が増加し，「子会社株式」に該当することになったとき，投資会社の個別会計帳簿上，支配獲得日の時価で振り替え，振替時の再測定差額は当期の損益となる。また，「その他有価証券」からの振替であれば，帳簿価額で振り替える（ただし，部分純資産直入法の採用により当該有価証券につき評価損を計上している場合には，時価による評価後の価額で振り替えることになる）。

一方，連結会計上，段階取得における子会社における投資の金額は，連結財務諸表上，支配獲得日における時価により算定される（「基準22号」23項）。したがって，支配獲得時の時価と支配獲得前の帳簿価額の差額が，「再測定差額」として計上されることになる。

まず，前記例の（B法）において，「有価証券ａ」が「売買目的有価証券」であると想定した場合，下記のような仕訳処理が行われることになる（単位：千円）。

×１年（投資会社の当初投資仕訳，会計帳簿）：

（借）	売買目的有価証券　3,000	（貸）	現　金　3,000

×２年（投資会社の追加投資仕訳，会計帳簿）：

（借）	子会社株式　25,500	（貸）	現　金　25,500

×２年（投資会社による保有目的区分の変更・振替，会計帳簿）：

（借）	子会社株式　4,500	（貸）	売買目的有価証券　3,000
			有価証券運用損益　1,500

非支配持分投資として保有していた「売買目的有価証券」を追加購入し，支配を獲得した場合，「再測定差額」は投資会社の個別損益計算書上に「有価証券運用損益」（または「有価証券評価損益」）として計上されることになる。連結会計上，再測定差額は発生しない。

次に，「有価証券ａ」が「その他有価証券」として保有されていた場合には，個別会計上，期末に時価評価されていても翌期首には再振替が行われ，期中には取得原価（帳簿価額）で計上されているので，連結会計上，帳簿価額（時価評価前の価額）と時価の差額が「再測定差額」として計上される。

「基準21号」(25項）の規定では，個別会計上，支配を獲得するに至った個々の投資取引ごとの原価の合計額をもって被取得企業の取得原価とするとされていることから，「その他有価証券」を「子会社株式」に振り替える場合には，例外的に，変更前の保有目的区分に係る評価基準に係る評価額ではなく，帳簿価額で振り替えることになる。

ただし，「金融商品会計に関する実務指針」(283項）によれば，有価証券の保有目的区分の変更を行う場合における振替時の評価額は，原則として，変更前の保有目的区分に係る評価基準によることになっているが，もしこの原則に従えば，連結会計上，「再測定差額」は「その他有価証券評価差額金」（その他の包括利益）として計上されるべきであろう[4]。したがって，仕訳処理は下記のように行われるべきである（単位:千円)。

×１年（投資会社の当初投資仕訳，会計帳簿）：

（借）	その他有価証券　3,000	（貸）	現　金　3,000

×２年（投資会社の追加投資仕訳，会計帳簿）：

（借）	子会社株式　28,500	（貸）	現　金　25,500
			その他有価証券　3,000

×２年（再測定差額の認識，連結精算表）：

（借）	子会社株式　1,500	（貸）	その他有価証券評価差額金　1,500

Hosei University Repository

しかしながら，「基準21号」(25項）や「基準22号」(62項）では，「その他有価証券」の再測定差額は，連結損益計算書上，「段階取得に係る損益」として処理されている。なお，IFRS3(2008改訂)(para.42）は，再測定差額を損益または「その他の包括利益」(other comprehensive income）として計上する。「再測定差額」の性格・計上根拠に関しては，後述される。

さらに，持分法適用により一行連結していた「関連会社株式」の追加投資によって支配を獲得した場合，「関連会社株式」の持分法適用による投資評価額と支配獲得日における「子会社株式」の時価との差額が，再測定差額として処理される（「基準22号」63項)。

たとえば，前記例における第1回取得時（×1年期末）における純資産が5,000千円であり，投資差額は計上された翌年度から10年間で均等償却し，×2年度の純利益が1,000千円であったと仮定した場合，次のような仕訳が行われるであろう（単位：千円)。

×1年期末（投資会社の当初投資仕訳，会計帳簿）：

（借）	関連会社株式　3,000	（貸）	現　金　3,000

×2年期末（投資会社の追加投資仕訳，会計帳簿）：

（借）	子会社株式　25,500	（貸）	現　金　25,500

×2年期末（持分法による投資損益の振替仕訳，連結精算表）：

（借）	関連会社株式　150	（貸）	持分法による投資損益　150[*4]

[*4] 1,000×15%＝150

×2年期末（投資差額の償却仕訳，連結精算表）：

（借）	持分法による投資損益　225[*5]	（貸）	関連会社株式　225

[*5]（3,000－5,000×15%）÷10年＝225

×2年期末（再測定差額の認識，連結精算表）：

（借）	子会社株式　4,500[*6]	（貸）	関連会社株式　2,925
			関連会社株式評価差額金　1,575

[*6] @30×150株＝4,500

「基準22号」(62項）の規定では，段階取得における子会社に対する投資の金額が，連結財務諸表上，支配獲得日における時価で算定される結果，親会社となる企業の連結財務諸表において，支配獲得日における時価と支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額と差額は，当期の「段階取得に係る損益」として処理される。「関連会社株式」から「子会社株式」に変更する段階取得の場合にも，再測定差額は損益処理されている。

表2では，わが国の現行基準において，株式の保有目的区分の相違による「段階取得に係る損益」に算入できる金額が示されている。

表2　現行基準において「段階取得に係る損益」に算入できる金額

支配獲得前の保有目的区分	「段階取得に係る損益」の金額
その他有価証券	支配獲得前の帳簿価額と支配獲得日の時価との差額
関連会社株式	持分法適用による投資評価額と支配獲得日の時価との差額
売買目的有価証券	連結会計上，なし。ただし，個別会計上，支配獲得前の帳簿価額と支配獲得日の時価との差額を「有価証券運用損益」とする。

Hosei University Repository

Ⅲ　支配獲得時の時価測定による再測定差額の会計処理

1．損益計上処理および再測定差額の性格と計上根拠

「基準21号」(90項）によれば，段階取得における被取得企業の取得原価は，個別財務諸表では個々の投資取引ごとの原価の合計額で算定されるが，連結財務諸表では個々の投資取引すべての企業結合日（支配獲得日）における時価で算定される。したがって，取得企業の個別財務諸表では当該原価の合計額をもって取得原価となるが，連結財務諸表では，企業結合日における時価に基づいて算定されるため，個別財務諸表上の取得原価と連結財務諸表上の取得原価(公正価値）との差額は，連結財務諸表において「段階取得に係る損益」として当期損益に算入される。前記例における×2年の仕訳処理は，次のようになる（単位：千円)。

×２年（投資会社の追加投資仕訳，会計帳簿）：

（借）	子会社株式	28,500	（貸）	現　　金	25,500
				その他有価証券	3,000

×２年（再測定差額の認識，連結精算表）：

（借）	子会社株式	1,500	（貸）	段階取得に係る差益	1,500

わが国の「基準21号」や「基準22号」およびIFRS3（2008改訂）は，(Ｂ法）における再測定差額を損益として処理するが，「損益計上処理」の根拠は如何なる理由に依るものであろうか。

IFRS3（2008改訂）(para.BC387）の見解によれば，混合測定モデル（資産の保有目的の相違によって原価評価と時価評価を選別できる再測定基準）において特定の金融資産は時価で再測定され，時価と帳簿価額との差額が経済的利得・損失として認識されているのと同様に，「非支配持分投資」の支配獲得日における公正価値と当該持分投資に付されている原価との差額は，経済的利得・損失として捉えることができるので，再測定による「損益」の認識は妥当である。

この論理では「非支配持分投資」も「売買目的有価証券」と同一視され，支配獲得時に（個別財務諸表上の）取得原価と（連結財務諸表上の）取得原価（公正価値）との差額は，連結会計上，損益として顕在化させている。つまり，追加投資に伴い親会社の持分が増加した場合の変動は，親会社と外部者（outsider）との間で行われた損益取引であるとみなされている。

「再測定差額」を損益として処理する方法は，企業集団における資本主を親会社株主に限定し，子会社株主（少数株主）を外部者とみなすので，「親会社説」と整合的である。

追加投資を外部者との交換取引とみなすことが想定されるならば，前記例における×2年にいったん15％の株式を150株を1株30千円で売却し，有価証券売却益（「段階取得に係る差益」に相当する）を計上した後，改めて150株を1株30千円で購入し，取得原価4,500千円で再投資を行ったと想定されている。この想定に基づく仕訳処理は，下記のとおりになるであろう（単位：千円)。

×２年：

（借）	現　　金	4,500	（貸）	その他有価証券	3,000
				有価証券売却益	1,500
（借）	子会社株式	4,500	（貸）	現　　金	4,500

上記仕訳には，「非支配持分投資の売却取引」と「支配持分投資の購入取引」から成る「複合取引」が内在的に擬制されている。IASB の見解では，段階取得により支配を獲得した場合には，取得企業は，連結財務諸表上，ある企業に対する投資資産の認識を中止したと考えられるので，再測定の結果として生じる利得･損失は，支配獲得日に損益として認識される（IFRS3

Hosei University Repository

(2008改訂) para.BC389)。このように IASB は，投資資産の「認識の中止」(derecognition) を根拠にして再測定差額を「損益」として計上している。資産は，費消・譲渡・処分・期限の到来等により消滅するが，これらの場合には，資産の認識は中止しなければならないからである。

段階取得による支配の獲得は，支配獲得日における時価による「投資の清算」と「再投資」という取引擬制を行うことにより，「清算の擬制」が「認識の中止」の要件のうち「資産の譲渡」に該当するものと解釈できるかもしれない。しかも，非支配持分投資を「売買目的有価証券」として擬制するならば，公正価値への再測定から生じた再測定差額は損益として認識されるであろう。支配獲得時にその認識が中止された時に，当該差額は有価証券売却損益（段階取得に係る損益）として計上されることになる。

2．純資産計上処理および再測定差額の性格と計上根拠

非支配持分投資に関する株価の変動は，経営者がコントロールできない外部的経済事象（不可抗力的・非反復的・臨時的外部事象）から生じるので，再測定時（支配獲得時）において「経済的事象」(economic events) として認識されるべきである（菊谷 [2002] 148頁)。

IFRS3 (2008改訂) (para.BC338) によれば，支配獲得日における公正価値測定に伴って生じた経済的事象（経済的利得・損失）を「損益」ではなく「その他の包括利益」として計上すべきであるという見解も支持されている。この見解では，取得企業が支配獲得前に保有していた「非支配持分投資」に係る会計処理は「売却可能有価証券」(その他有価証券) の会計処理に類似しており，段階取得における各段階は，取得企業が被取得企業の株式を追加購入するに過ぎないとみなされる。

過去に購入した「非支配持分投資」は交換・売却譲渡されたわけではないので，再測定に伴って生じた再測定差額も「その他の包括利益」として純資産に計上処理されるべきであり，「損益計上処理」は適切ではない。すなわち，再測定差額は，損益計算書ではなく，貸借対照表上の「純資産の部」に計上されるべきである。

「再測定差額」を純資産として「資本剰余金」または「利益剰余金」(たとえば，「その他の包括利益」) に計上する場合の仕訳処理は，次のようになるであろう（単位：千円)。

×２年（投資会社の追加投資仕訳，会計帳簿）：

（借）	子会社株式	28,500	（貸）	現　　金　25,500
				その他有価証券　3,000

×２年（再測定差額の認識，連結精算表）：

（借）	子会社株式	1,500	（貸）	その他の包括利益　1,500

親会社は子会社に対して親会社の持分だけを部分的に支配するのではなく，子会社の株式を100％保有していなくとも，子会社を完全支配できる（武田 [2003] 46頁)。完全所有子会社は完全支配となるが，部分所有子会社であっても完全支配となる。しかも，親会社の子会社の連結事業体を単一経済単位とみなし，親会社の株主と子会社の少数株主は，どちらも連結事業体の所有者として同等に扱われる「経済的単一体説」に立てば，連結事業体を構成する親会社・子会社の経済的資源は，連結事業体によって完全に支配される経済的資源とみなされる（大雄 [2010] 78頁)。

図３では，「経済的単一体説」における連結事業体の株主と親会社・子会社の関係が概念的に図示されているが，この図によれば，子会社 (少数株主) も連結事業体（企業集団）における内部者 (insider) である。

したがって，「非支配持分投資」が「支配持分投資」に変化した（支配獲得した）時点で，少数株主も親会社株主と同様に企業集団への資金提供者として同等に取り扱われるべきであ

Hosei University Repository

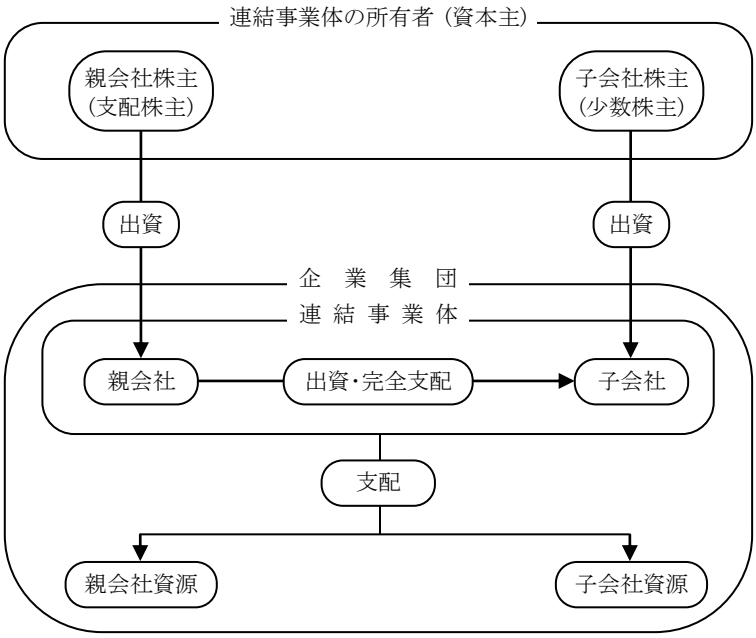

図3　経済的単一体説の概念図

出所：大雄　智「二つの経済的単一体説」『會計』第177巻第4号，2010年4月，78頁修正。

り，支配獲得時における株式取得取引は（少数株主と親会社株主から成る）企業集団における内部の資本取引である。「再測定差額」は企業集団内の内部損益ともみなすことができ，内部損益は計上すべきではない。

追加投資に伴い親会社の持分が増加した場合の変動は資本主間で行われた資本取引とみなされ，「再測定差額」を企業集団内部における資本剰余金または利益剰余金（たとえば，その他の包括利益）として処理する方法は，親会社株主も子会社株主（少数株主）も同様に企業集団に対する資金提供者（資本主）として同等に取り扱う「経済的単一体説」と整合的である[(5)]。

「再測定差額」は，当該株式の購入取引時における取得原価と時点を異にする再評価時における公正価値との差額であり，単に「再評価差額」に過ぎない。したがって，「再測定差額」は，企業集団内において維持・拘束されるべき資本剰余金であろう。

図4では，「再測定差額」に関して理論的に考えられる会計処理法およびそれに係る表示項目・勘定科目名が提案されている。

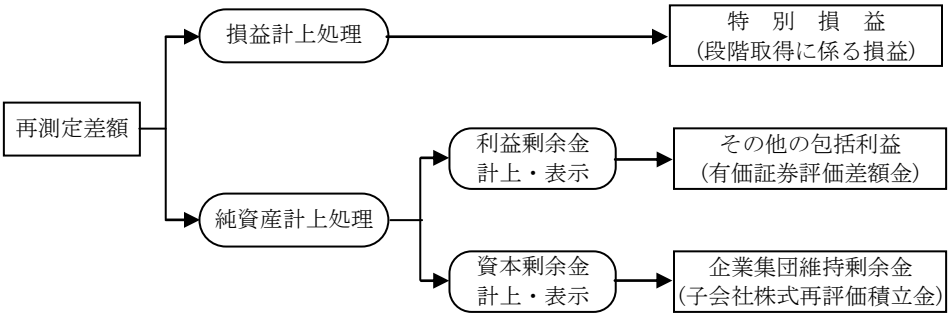

図4　再測定差額の会計処理法と表示項目・勘定科目

Hosei University Repository

Ⅳ　むすび―卑見に代えて―

段階取得における会計処理に関する主要な論点は，(1)支配獲得時における持分投資の測定，(2)支配獲得時における時価測定による「再測定差額」の会計処理であった。

まず，「非支配持分投資」を支配獲得時に測定する場合，(A)個々の投資取引ごとの原価を単純合計する方法，(B)支配獲得時の時価で再測定する方法が対立していた[6]。

（A法）では，取得時点の異なる複数の取得原価の単純合計額が，過去に複数回で購入した株式による複数の原価の混淆物でしかないので，支配獲得時点における取得純資産の経済的価値を反映せず，取得純資産に関して現実的な表現(realistic representation）を付与することはできない。過去において取得時点が異なり，同質的価値ではない複数の取得原価によって測定・連結されるよりも，支配獲得時における公正価値(時価）で統一的に測定される（B法）の方が，現在における利害関係者（とりわけ，親会社の株主・経営者）のためにはより目的適合的であり，有用性を具有するものと思われる（菊谷〔2000〕177頁)。

次に，支配獲得時の時価測定による「再評価差額」の会計処理は，大きく(1)損益計上処理(段階取得に係る差損益）と(2)純資産計上処理(利益剰余金または資本剰余金）に分かれていた。

わが国の「基準21号」と「基準22号」では，再測定差額を「段階取得に係る損益」として計上する「損益計上処理」が採用されている。前述したように，IRFS3（2008改訂）は，「その他の包括利益」（利益剰余金）として計上する「純資産計上処理」とともに，投資資産の「認識の中止」を根拠にして「損益計上処理」も採用した。

しかしながら，「認識の中止」の要件として，時価による「投資の清算」（資産の譲渡）が擬制されているが，取得企業は被取得企業に対する持分投資を支配獲得日以降も保有し続けるはずであり，これを外部者に譲渡したわけでもない。また，持分投資からもたらされるキャシュフローに対する契約上の権利を喪失したわけでもない（小阪〔2009〕176頁)。

「損益計上処理説」では，「認識の中止」を前提にして「投資の清算」（非支配持分投資の売却取引）と「再投資」（支配持分投資の購入取引）が擬制されているが，その前提と取引擬制には理論的妥当性・現実的妥当性は脆弱であると言わざるを得ない。「再測定差額」の損益計上処理は，企業集団内の内部損益を計上することになり，連結損益の適正な計上・表示の阻害要因となる。

再測定差額は，非支配持分投資の購入時における取得原価と時点を異にする支配獲得時における公正価値との差額であり，単に「再評価差額」に過ぎない。しかも，企業集団内部で行われた連結会社間の資本取引であるとみなすことができるので，企業集団内に維持すべき資本剰余金（たとえば，子会社株式再評価積立金）として計上・表示されるべきであり，連結損益に算入させるべきではない。

[注]

(1) IASCが改訂・公表したIAS22(1998改訂）は，企業結合を「取得」と「持分の結合」分類し，いずれの企業が取得したかを識別できない場合に限り「持分プーリング法」を例外的に認め，それ以外の企業結合には「パーチェス法」を適用し，のれんを「規則的償却法」によって費用計上していた。IASBがIAS22(1998改訂）を改訂・公表したIFRS3(2004）は，(1)企業結合の会計処理として「パーチェス法」に一元化し，(2)のれんの会計処理に「減損テスト法」を強制した。1983年にIASCにより公表され，1993年と1998年に改訂されたIAS22，会計基準の国際的コンバージェンスのために2001年4月にIASCから改組・改称されたIASBが公表したIFRS3に関する会計処理の変遷の歴史および特徴については，菊谷〔2007〕を参照のこと。

(2)「ノーウォーク合意」に基づいてIASBとFASBが2005年6月に初めて共同提案した「IASB･FASB公開草案」では，「経済的単一体説」と合致する会計処理基準，たとえば，「のれん」の額を非支配持分に按分するために，取得企業が被取得企業の持分のすべてを取得しなかった場合にも，非支配持分に相当する部分を含む部分を公正価値で認識される「全部のれん」(full goodwill）に基づく会計処理が要求されている（「IFRS3改訂草案」，

Hosei University Repository

para.58(c))。しかしながら，「IASB・FASB 公開草案」により提案された「全部のれん計上処理」について，IASB と FASB はそれぞれ異なる結論を出した。FASB は2007年12月に改訂 SFAS141を公表し，「全部のれん計上処理」を採用したのに対し，IASB が2008年1月に改訂・公表した IFRS3（2008改訂）では，のれんの会計処理として「全部のれん計上処理」と「買入のれん計上処理」の選択適用が採用されている（IFRS3（2008改訂）para.15)。複数国の代表から構成されているIASBは，複数の意見が出されるため，一挙に「全部のれん計上処理」のみの採用には届かなかった。ここに，IASB の限界があるとも言える（菊谷〔2011〕25頁)。代替的方法が容認されたことは，会計基準が妥協の産物と化したと解釈せざるを得ない。会計基準が政治的圧力等を受けて妥協の産物と化してしまっては，IASB の当初の目的が根幹から崩れることになる（向［2009］128-129頁)。

(3) 支配力基準を採用する場合には，親会社が必ずしも過半数の議決権を保有しているとは限らず，親会社以外の株主が過半数を占める可能性がある。すなわち，親会社（支配会社）以外の株主（従来の「少数株主」）は少数の株主に当たらないので，支配していない株主の持分，「非支配持分」という勘定科目・表示項目を使用する方が適切である（菊谷［2010］162頁)。

(4)「金融商品会計に関する実務指針」(283項）によれば，株式の追加取得等により「その他有価証券」を「子会社株式」に振り替える場合には，原則として，該当時の時価で振り替えることになるが，「基準21号」における会計処理と整合性を保つため，例外的に，変更前の保有目的区分に係る評価基準による評価額ではなく，帳簿価額で振り替えることとなった。

(5) 連結財務諸表の作成が誰の立場・何の目的で行われるのかという課題に理論的基礎を与える「連結基礎概念」(「連結主体論」ともいう）として，(イ)親会社株主概念（proprietary concept)，(ロ)親会社概念，(ハ)親会社拡張概念（parent company extension concept）および(ニ)経済的単一体概念が提案・主張されてきた。「親会社株主概念」(一般には「資本主概念」と呼ばれている）は，親会社の株主の観点から子会社に関する投資持分（子会社の資産・負債に対する親会社の持分相当額）だけを比例的に部分連結して連結財務諸表を作成する「比例連結概念」(proportionate consolidation concept）である。「親会社概念」も，親会社株主の持分を強調する連結基礎概念であるが，子会社の資産・負債は一体となっており，これらを親会社持分・少数株主持分相当額に分離することができないので，比例連結に代えて全部連結を行い，子会社の純資産に対する親会社持分と少数株主持分をともに連結財務諸表に表示する連結基礎概念である。「親会社拡張概念」も，連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長上に位置づけ，連結財務諸表における純資産を親会社に帰属させるが，親会社が子会社を支配した結果，子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視する考え方により，子会社の資産・負債すべてを時価により評価する「全面時価評価法」が採用され，少数株主持分も時価で測定される。「経済的単一体概念」とは，親会社・子会社の連結会社全体を単一経済単位とみなし，その企業集団を構成する親会社・子会社の株主の立場に立って連結財務諸表を作成する連結基礎概念である。したがって，少数株主も親会社株主と同様に企業集団への資金提供者として同等に扱われる。親会社概念や親会社拡張概念では「買入のれん」(purchased goodwill）が計上されるに過ぎないが，経済的単一体概念の下では，親会社持分とともに少数株主持分についても認識する「全部のれん」(full goodwill）が計上される（菊谷＝吉田［2010］13-17頁)。

(6) 非支配持分投資を支配獲得時に測定する方法として，前記（A法）および（B法）のほかに，（A法）と同じ仕訳処理を行い，再測定差額を脚注に開示する方法（C法）も理念的には考えられる。

[参考文献]

Financial Accounting Standards Board [2007] *Statement of Financial Accounting Standards No.141 Business Combinations.* …… SFAS141

International Accounting Standards Board [2004] *International Financial Reporting Standard 3 Business Combinations.* …… IFRS3 (2004)

International Accounting Standards Board [2005] *Exposure Draft of Proposed Amendments to IFRS3 Business Combinations.* …… 「IFRS3改訂草案」

International Accounting Standards Board [2008] *International Financial Reporting Standard 3 (revised 2008) Business Combinations.* …… IFRS3 (2008改訂)

International Accounting Standards Committee [1983] *International Accounting Standard 22 Accounting for Business Combinations.* …… IAS22 [1983]

International Accounting Standards Committee [1993] *International Accounting Standard 22 (revised 1993) Business Combinations.* …… IAS22 (1993 改訂)

International Accounting Standards Committee [1998] *International Accounting Standard 22 (revised 1998) Business Combinations.* …… IAS22 (1998改訂)

Hosei University Repository

企業会計基準委員会［2008］「企業会計基準第21号　企業結合に関する会計基準」。……「基準21号」
企業会計基準委員会［2008］「企業会計基準第22号　連結財務諸表に関する会計基準」。……「基準22号」
企業会計審議会［1997］「連結財務諸表原則」。
企業会計審議会［2003］「企業結合に係る会計基準」。
菊谷正人〔2000〕『多国籍企業会計論（増補改訂版）』創成社。
菊谷正人〔2002〕『国際的会計概念フレームワークの構築―英国会計の概念フレームワークを中心として―』同文舘出版。
菊谷正人〔2007〕「企業結合会計基準の国際的収斂―国際財務報告基準第３号を中心にして―」『経営志林』第43巻第４号。
菊谷正人［2010］「『連結財務諸表に関する会計基準』における勘定科目」日本簿記学会・簿記実務研究部会『新会計基準における勘定科目の研究　最終報告書』。
菊谷正人〔2011〕「IASC・IASB の変遷の歴史と IAS・IFRS の特徴」『経営志林』第47巻第４号。
菊谷正人＝吉田智也［2010］『連結財務諸表要説（改訂版）』同文舘出版。
小阪敬志［2009］「IFRS3 における段階取得の会計処理に関する一考察」『産業経理』第69巻第２号。
向　伊知郎［2009］「国際財務報告規準（IFRS）第３号『企業結合』会計基準の特徴と課題」『国際会計研究学会年報　2008年度版』。
日本公認会計士協会［2009］「会計制度委員会報告第14号　金融商品会計に関する実務指針」。
大雄　智［2010］「二つの経済的単一体説」『會計』第177巻第４号。
武田安弘［2003］『連結財務諸表要説［改訂版］』税務経理協会。